

横須賀市規則第54号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行取扱規則を次のように定める。

令和6年5月27日

横須賀市長 上 地 克 明

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行取扱規則

(総則)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(管理計画の認定の申請)

第2条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、公益財団法人マンション管理センター（次条において「センター」という。）のシステムを利用して行うものとする。

(市長が必要と認める書類)

第3条 省令第1条の2第1項の規定による市長が必要と認める書類は、センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類とする。

(取りやめる旨の申出)

第4条 法第5条の10第1項第2号の申出を行う場合は、認定通知書（認定更新を受けた者にあつては認定更新通知書、変更認定を受けた者にあつては変更認定通知書）を添えて市長に申し出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。